

届出期間の考え方

○下記に掲げる各法の届出期間については、民法第140条の規定に基づき、届出日当日は期間に算入しません。

以下にいくつかの例を示しますので、参考にしてください。

●【大気汚染防止法・水質汚濁防止法】

・設置・変更届出書

届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、施設の設置又は変更に着手できません。例えば、6月1日に工事着手する場合は4月1日までに届出を行う必要があります。



●【大気汚染防止法・水質汚濁防止法・騒音規制法・振動規制法】

・氏名等変更届出書、廃止届出書、承継届出書

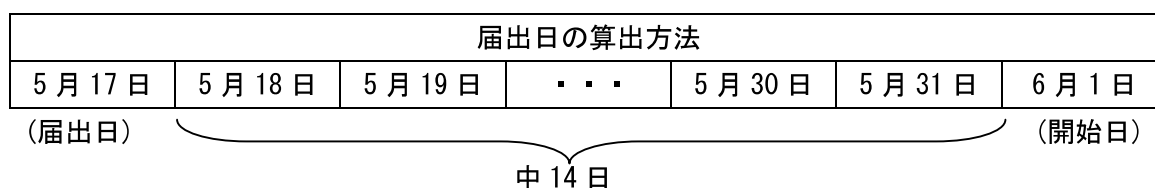
変更等があった日から30日以内に届出してください。例えば、4月1日に変更があった場合は、5月1日までに届出を行う必要があります。



●【大気汚染防止法】

・特定粉じん排出等作業実施届出書

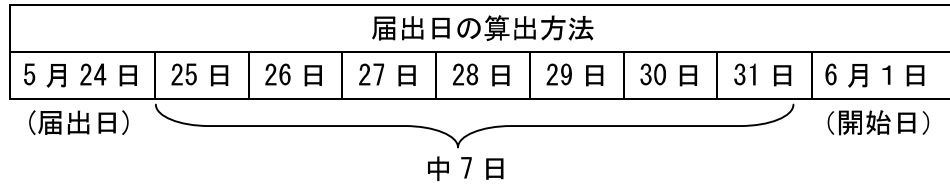
作業開始日の14日前までに届出してください。(ただし、日数の算定には作業開始日及び届出日は算入しないため、中14日=作業開始日の15日前までに届出が必要です。)例えば、6月1日から特定粉じん排出等作業を開始する場合は、5月17日までに届出を行う必要があります。



●【騒音規制法・振動規制法】

・ 特定建設作業実施届出書

作業開始日の7日前までに届出してください。(ただし、日数の算定には作業開始日及び届出日は算入しないため、中7日=作業開始日の8日前までに届出が必要です。)例えば、6月1日から建設作業を開始する場合は、5月24日までに届出を行う必要があります。



上記の内容について御不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。

平塚市環境部環境保全課環境指導担当
〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号
電話：0463-23-1111(代表) 0463-21-9764(直通)
FAX：0463-21-9603